

平成27年度 南部保健所行動計画

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

- 「入退院時情報共有ルール」策定により地域包括ケアシステム構築を目指します。
- 病院・診療所・訪問看護の看護職員と介護施設の看護・介護職員の顔の見える関係づくりを構築し、人材育成を図ります。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- 健康危機管理連絡会議を通じて管内各関係機関との連携を図るとともに、健康危機管理訓練の実施等により、健康被害発生時の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ホームページ、Eメール等を活用し、適時、感染症などの健康危機情報を地域住民や社会福祉施設関係者等へ提供します。
- 食中毒予防啓発講習の開催等を通じて、感染症予防や食中毒防止に係る社会福祉施設関係者等への周知を図ります。

III 豊かな水環境の創出

- 水質保全活動の取組を支援します。
- 事業場排水対策を推進します。
- 生活排水対策を推進します。

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

現状と課題

南部保健所管内は、平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市・南部保健所が協働して在宅医療・介護連携体制の整備に取り組んできた。

住民が可能な限り住み慣れた地域で必要な医療、介護サービスを受け、安心して自分らしい生活を送るため、今後も佐伯市が実施する在宅医療・介護連携体制の整備を支援するとともに、看護職の連携強化及び看護・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 「入退院時情報共有ルール」策定
- (2) 退院時調整の実態把握
- (3) 地域保健委員会在宅医療対策小委員会での方針検討
- (4) 在宅医療連携推進のための研修への支援
- (5) 長寿支援ネット懇話会への支援

2 効果的な介護予防の推進及び人材育成への支援

- (1) 介護予防圏域検討会議の開催
- (2) 地域ケア会議の機能強化に向けた支援
- (3) 佐伯市の介護予防に係る人材育成への支援

3 看護職等の資質向上と連携強化の継続推進

- (1) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議及び研修の実施
- (2) 医療機関と介護施設間情報共有様式の検討

目標指標

1 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 「入退院時情報共有ルール」策定のための会議開催（年3回）
- ・ 退院時調整実態調査実施
- ・ 在宅医療対策小委員会・研修等への参画
（小委員会 年3回 研修等 年3回）
- ・ 長寿支援ネット懇話会への参画（年3回）

2 効果的な介護予防の推進及び人材育成への支援

- ・ 介護予防圏域検討会議の開催（年1回）
- ・ 佐伯市地域ケア会議への参加（年10回）

3 看護職等の資質向上と連携強化の継続推進

- ・ 佐伯地域看護ネットワーク推進会議（年11回）
- ・ 介護施設看護職員サポート会議・研修（年2回）
- ・ 医療機関と介護施設間情報共有様式の作成と試行

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

南部保健所管内は、南海トラフ巨大地震の発生が予想される地域であることから、災害時における保健所機能の維持を図るための方策を講じると共に、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザやエボラ出血熱等の各種感染症や食品による健康被害の発生防止等、平常時から種々の健康危機管理事案の発生に備えて、佐伯市、佐伯市医師会等関係機関相互の協力体制の確立を図り、予防対策や事案発生時の迅速かつ適切な対応による健康被害の拡大防止を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の充実

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催
- (2) 健康危機情報の提供
(ホームページ、Eメール、i F A X等)

2 健康危機管理訓練の実施

- (1) 広域災害救急医療情報システム入力訓練
- (2) 衛星携帯電話通話訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 職員安否確認訓練
- (5) 鳥インフルエンザ防疫訓練
- (6) エボラ出血熱患者搬送訓練
- (7) 災害看護研修

3 食品による健康被害防止対策の実施

食中毒予防啓発講習の実施

目標指標

1 健康危機管理体制の充実

- ・ 健康危機管理連絡会議の開催（年1回）
- ・ 健康危機情報の提供
ホームページ（毎週）
Eメール、i F A X（適時）

2 健康危機管理訓練の実施

- ・ 各訓練を年1回以上実施
- ・ 災害看護研修の実施（年2回）



3 食品による健康被害防止対策の実施

- ・ 食中毒予防啓発講習の実施
出前講座（適時）
食品衛生講習（年4回）

Ⅲ 豊かな水環境の創出

現状と課題

南部保健所管内は水環境の豊かな地域であり、特に番匠川は佐伯市を代表する河川として市民に親しまれている。また、番匠川については、第1次佐伯市総合計画の中で「九州一の清流」を目標に掲げており、これに向けて「佐伯市 川を守り水辺に親しむ会」などの団体が水環境保全活動を行っている。

南部保健所においては、所管する「水質汚濁防止法」に基づく事業場排水規制による汚濁負荷量の削減を軸に、水環境保全に取り組んでいる。しかしながら、管内の大部分を占める小規模事業場(日排水量50m³未満)については、実質的な規制基準がないことから、排水が十分に処理されずに放流される事例がある。

保健所が実施すべき対策

1 水質保全活動に関する取組の支援

- ・流域住民による、川辺の清掃活動や水生生物調査等の取組みを支援
- ・環境教育アドバイザー制度を活用した環境教育の推進

2 事業場排水対策の推進

小規模事業場への立入検査計画を策定し、監視指導を実施

3 生活排水対策の推進

浄化槽法定検査未受検者への指導を強化

目標指標

1 水質保全活動に関する取組の支援

- ・水環境保全団体への活動支援回数（年3回）

2 事業場排水対策の推進

- ・事業場立入検査計画に対する、監視指導実施率 100%

3 生活排水対策の推進

- ・浄化槽法定検査未受検者への文書指導実施率 100%

